
集 中 改 革 プ ラ ン

平成 18 年 3 月

久 山 町

～ 目 次 ～

1 . はじめに	1
2 . 集中改革プランとは	1
1) プランの主旨と位置づけ	1
2) プランの対象期間	2
3) プランの構成	2
3 . 集中改革すべき事項	2
1) 事務・事業の再編・整理、廃止・統合	2
2) 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）	8
3) 定員管理の適正化	9
4) 手当の総点検をはじめとする給与の適正化 （給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等諸手当の見直し等）	12
5) 議会・農業委員会等の見直し	13
6) 第三セクター等の見直し	13
7) 経費節減等の財政効果	15
8) 協働によるまちづくり	16

１．はじめに

国は構造改革の重要な柱の一つとして、「民間にできることは民間に」、「地方にできることは地方に」等の観点から行政改革を強力に推進するため、平成 16 年 12 月 24 日に「今後の行政改革の方針」を閣議決定しています。これを受け、総務省から平成 17 年 3 月 29 日、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について」が示されました。

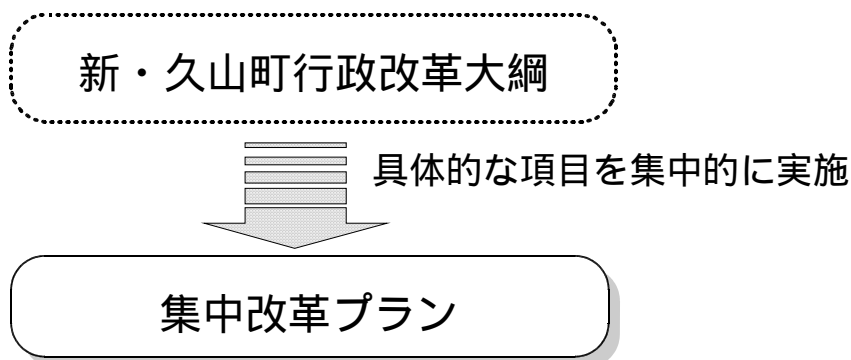
本町では、平成 17 年度に久山町行政改革推進委員会の答申を受け「新・久山町行政改革大綱」を策定しました。これに基づいて平成 17 年度から平成 21 年度までの間、集中的に取り組む事項についてわかりやすく明示した計画を“集中改革プラン”として整理し、ここに公表するものです。

この集中改革プランを推進していくにあたっては、町民の皆様のご理解とご協力が得られるよう努めながら、職員一丸となって取り組んで参ります。

２．集中改革プランとは

１）プランの主旨と位置づけ

集中改革プランとは、新・久山町行政改革大綱に基づき、具体的な取り組みを集中的に実施するために策定した計画です。



2) プランの対象期間

集中改革プランの対象期間は、平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間とします。

計 画 名	【目標年度】			
	H17 年度		H21 年度	H23 年度
第二次久山町総合計画	・ ・	→	→	→
新・久山町行政改革大綱	→	→	→	→
集中改革プラン	→	→	→	→
大綱に基づく実施計画	→	→	→	→

3) プランの構成

集中改革すべき事項

- ○ 事務・事業の再編・整理、廃止・統合
- ○ 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）
- ○ 定員管理の適正化
- ○ 手当の総点検をはじめとする給与の適正化
- ○ 議会・農業委員会等の見直し
- ○ 第三セクター等の見直し
- ○ 経費節減等の財政効果
- ○ 協働によるまちづくり

3. 集中改革すべき事項

1) 事務・事業の再編・整理、廃止・統合

財政状況が厳しい中であっても、新たな行政サービスや社会情勢の変化に的確に対応していくことが今の行政には求められています。それらの変化に的確に対応するために、絶えず事務・事業の見直しを行い、緊急性の高いものを選択した上で、効率的に事務・事業を進めていきます。

さらに所期の目的を達した事業等の廃止・縮小や、類似する事業の統合による見直しを図るなど、行政の果たすべき役割、受益と負担の公平の確保、行政サービスの効率化などの観点から、事務・事業の整理合理化にも取り組みます。

事務・事業の見直し

主な取組事項	事業・計画概要	実 施 年 度				
		H17	18	19	20	21
政策評価会議の導入	事務・事業の見直しや、新規政策、施策の企画立案に際し、客観的評価を反映させるため、職員による政策評価会議を設置し、より効果的な事務・事業の推進を図る。	検討	試行	実施		
幼稚園の統合化	山田、久原、両幼稚園の園舎の老朽化が進み、改修を迫られている他、少子化による園児の減少や職員の約半数を臨時職員で対応しているなどの問題を抱えているため１園に統合し、職員数の縮減や施設改修などの経費削減、さらに、正職員を主とした配置を行うなど教育環境を改善し、幼児教育の充実化を図る。	検討			実施	
事務管理経費の削減	一般事務経費の節減	実施				
	交際費の削減 町長、議会、教育委員会	実施				
	ごみ収集料金システムの見直し	実施				
	健康菜園の運営の見直し	一部 廃止	検討			
	老人憩いの家の用途廃止 高齢者交流センターへの機能 替えによる廃止	検討		廃止		
	上海交流事業の見直し	検討	実施			
	敬老会の実施方法の見直し 全町方式の見直し	検討				未定
	その他行事等の見直し	実施				

補助金等の見直し

単位：％

補助金等名	事業概要	実施年度				
		H17	18	19	20	21
交通指導員研修会補助金	補助金	検討	実施 ▲ 6.3			
消防指導員会活動補助金	補助金	検討	実施 ▲ 14.3			
本部分団運営補助金	補助金	検討	実施 ▲ 10.0			
消防団活動強化補助金	補助金 (各分団の活動強化のための補助)	検討	実施 ▲ 10.0			
歴代団長会補助金	補助金	検討	実施 ▲ 28.6			
久山町家庭用コンポスト容器購入助成金	助成金 (町指定のコンポスト購入の際 1 基当たり 3,000 円助成。1 世帯 2 個限度。)	検討	廃止			
えびねらん保存会助成金	助成金	検討	実施 ▲ 10.0			
日赤奉仕団交付金	交付金	検討	廃止			
町母子会補助金	補助金	実施 ▲ 50.0				
敬老会食事助成金	助成金 (敬老会対象ではない 70 ～ 74 歳までの方及び 75 歳以上で敬老会に出席されない方に食事券を助成。平成 18 年度から対象を 75 歳以上とする。)	検討	実施 ▲ 45.5			
町社会福祉協議会補助金	補助金	実施 ▲ 6.3				
遺族会補助金	補助金	検討	実施 ▲ 10.0			

単位：％

補助金等名	事業概要	実施年度				
		H17	18	19	20	21
町老人クラブ補助金	補助金	検討	実施 ▲ 3.4			
久山町身体障害者福祉協会補助金	補助金	実施 ▲ 24.5				
福祉タクシー初乗り運賃補助金	補助金 (住民基本台帳に登録がある重度心身障害者の方が対象。小型あるいは中型タクシーの初乗り料金を補助。)	検討	実施 ▲ 5.0			
チャイルドシート購入費補助金	補助金 (第3子の生年月日を基準日とし、基準日に6歳未満児が3人以上いる場合3万円を上限に補助。)	検討	実施 ▲ 13.3			
九州身体障害者福祉大会補助金	補助金	検討	実施 ▲ 10.6			
農業団体等助成交付金	交付金 (小学校、花卉部会、普通作部会等に対する、農業振興のための補助。)	検討	実施 ▲ 46.7			
森林整備支援補助金	補助金 (森林の現況調査、歩道の整備等の森林整備活動に対し補助。財産区、共有林組合等が対象。)	検討	実施 ▲ 30.0			
森林活性化促進議員連盟助成金	助成金	実施 ▲ 60.0				
森林組合運営補助金	補助金	実施 ▲ 16.7				
溜池管理補助金	補助金	検討	廃止			

単位：％

補助金等名	事業概要	実施年度				
		H17	18	19	20	21
猪野地区集落環境対策助成金	助成金 (猪野ダム周回道路の清掃、猪野ダム親水公園清掃、猪野公園からダム入口までの河川及び道路、公園等の清掃業務に対する助成。)	検討	実施 ▲ 3.8			
久山町商工会補助金	補助金	実施 ▲ 12.2				
たばこ小売組合補助金	補助金	実施 ▲ 50.0	廃止			
町職員互助会補助金	補助金	検討	実施 ▲ 7.3			
町青年団活動助成金	助成金	検討	実施 ▲ 33.3			
町PTA連合会助成金	助成金	検討	実施 ▲ 10.0			
町文化協会活動助成金	助成金	検討	実施 ▲ 25.0			
子ども会育成会連絡協議会活動助成金	助成金	検討	実施 ▲ 12.0			
スポーツクラブ活動助成金	助成金	実施 ▲ 11.7				
学校道徳教育共同推進事業補助金	補助金	検討	実施 ▲ 16.7			
学校人権・同和研究協議会助成金	助成金	検討	実施 ▲ 10.0			
久山中学校部活動補助金	補助金	検討	実施 ▲ 14.3			

単位：％

補助金等名	事業概要	実施年度				
		H17	18	19	20	21
山田小学校野外活動補助金	補助金	検討	実施 ▲ 22.2			
久原小学校野外活動補助金	補助金	検討	実施 ▲ 31.1			
青少年アンビシャス運動活動助成金	助成金 (各区の青少年アンビシャス運動活動に対する助成金。)	検討	実施 ▲ 30.0			
アンビシャス広場運営補助金	補助金 (山田小学校と農村センターにあるアンビシャス広場の運営補助金。)	検討	実施 ▲ 33.3			

２）民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）

本町においては、これまでやまばとバス運行業務や学校給食業務など、業務効率や経済性が見込まれるものについては、積極的に民間活力の導入に取り組んできました。

今後もサービス水準の向上や経済効果が期待できる事務・事業については、民間委託等を推進し、また、公の施設については、指定管理者制度の導入を行い、行政をスリム化することによって行政運営の安定化を図っていきます。

平成 17 年度以降民間委託等の導入に取り組むもの

公の施設	計 画 内 容	実 施 年 度				
		H17	18	19	20	21
久山町文化交流センター (レスポール久山)	指定管理者制度の導入	検討		実施		
久山町ケイマンゴルフクラブ	指定管理者制度の導入	検討	実施			
久山町立保育所 (杜の郷)	指定管理者制度の導入	実施				
福岡久山相撲場	指定管理者制度の導入		実施			
久山町ヘルスＣ＆Ｃセンター	指定管理者制度の導入	検討				未定

平成 16 年度末までに委託等の導入を実施している主なもの

主な取組事項	計 画 内 容	実 施 年 度				
		H17	18	19	20	21
学校給食業務	小学校の給食調理業務の民間委託化 (平成 14 年度から実施)	継続				
やまばとバス運行業務	やまばとバスの運行業務を民間委託化 (平成 15 年度から実施)	継続				

3) 定員管理の適正化

職員数の推移

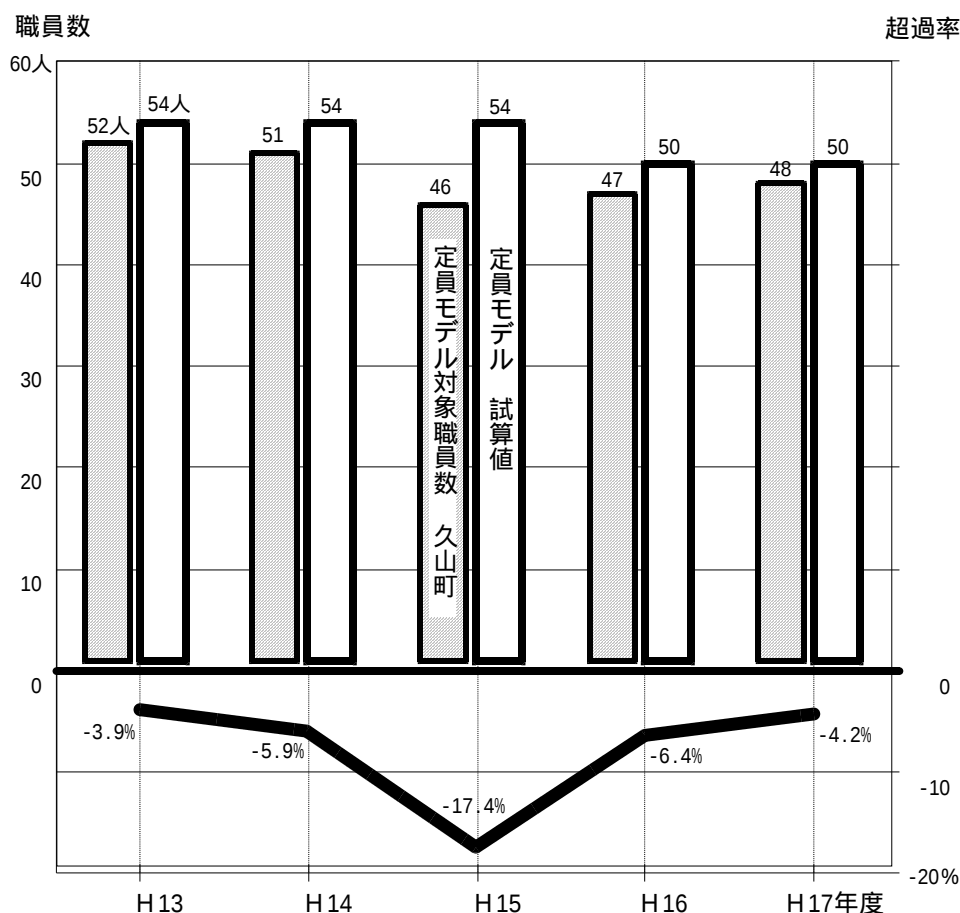
本町の職員数は、平成 11 年度に 87 人いましたが、平成 16 年度には 79 人まで減少しています。この 5 ヶ年の減少率は 9.2 % にも上り、全国平均の 4.6 % と比較すれば約 2 倍の減少率となっています。

定員モデル等との比較

「定員モデル」とは、住民基本台帳人口や面積、道路延長など、地方公共団体の行政需要に密接に関係すると考えられる指標と、地方公共団体の職員数との相関関係を分析し、算定する職員数を意味します。これは、地方自治体の定員管理の適正化を推進するための参考指標の一つとなっています。

平成 13 年度から平成 17 年度までの定員モデルと本町の定員モデル対象職員数を比較したものが次のグラフです。

《定員モデル試算値に対する久山町の定員モデル対象職員数》



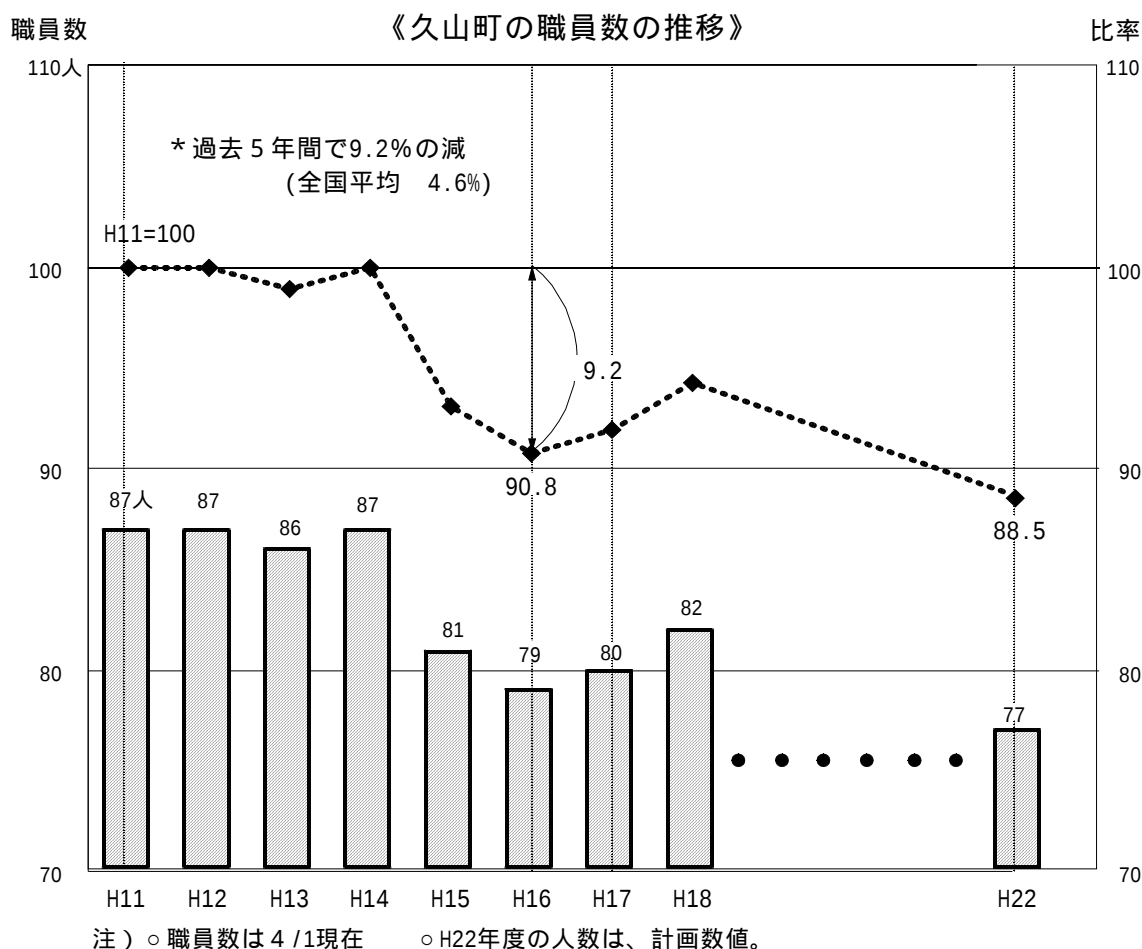
- 注) ○ 定員モデルに含まれる職員は、一般行政部門に属する職員で、出向・派遣・休職者および臨時職員は含まれない。
○ 平成13年度から平成15年度までは第7次定員モデルで、平成16年度および平成17年度は第8次定員モデルを使用。

平成 13 年度から平成 15 年度までをしてみると、定員モデル試算値 54 人(各年)に対し、久山町の定員モデル対象職員数は 52 人(H13)、51 人(H14)、46 人(H15)と推移し、平成 15 年度には定員モデル 100 に対し、 17.4 %の 82.6 にとどまっています。平成 16 年度と平成 17 年度については、定員モデルが 50 人になったことにより、定員モデルとの差が少し縮小されましたが、それでも平成 17 年度においては、定員モデル 50 人に対し、本町の定員モデル対象職員は 48 人と、定員モデルを 4.2 % (2 人) 下回っています。

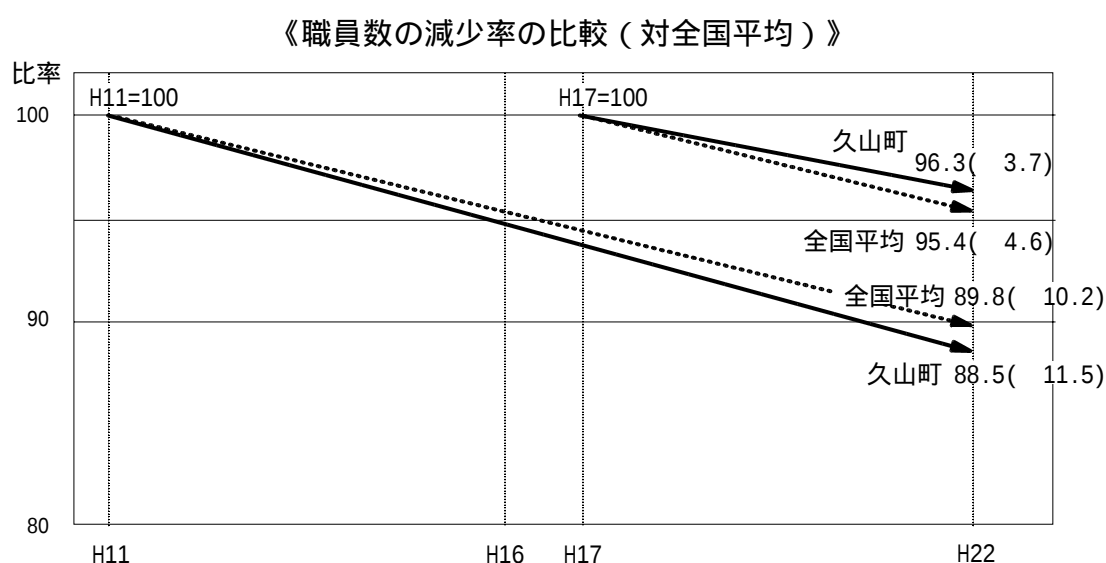
参考までに、平成 15 年度の人口千人あたりの職員数を類似団体と比較すると、一般職員の場合、類似団体 12.90 人に対し、久山町は 7.52 人にとどまっています。また、教育公務員や臨時職員を含めても類似団体 13.52 人に対し、久山町は 8.80 人と極めて少なくなっています。

定員適正化計画の基本方針

今回の集中改革プランの策定の中では、職員数の減少率について、国は平成 11 年度から平成 16 年度までの過去 5 ヶ年の減少率 4.6 %を上回る努力を行うよう指導しています。しかし本町では、過去 5 年間の経緯を踏まえ、平成 22 年度の職員数の目標を 77 人とします。



久山町の平成 22 年度の職員数の目標を 77 人とする、平成 17 年度を基準に平成 22 年度までの 5 ヶ年の減少率は、3.7%となり、国が目標設定している 4.6%を下回る結果となります。しかし本町においては、平成 11 年度を基準に、過去 5 ヶ年に全国平均を 2 倍上回るスピードで職員数を減少させており、平成 11 年度を基準に平成 22 年度までの 11 ヶ年の減少率を見てみると、全国平均は 10.2%、久山町 11.5%となり、減少率は全国平均を上回る結果となります。(全国平均の数値については、平成 11 年度から平成 16 年度までの減少傾向が、そのまま平成 22 年度まで続くものと仮定しての数値です。)



本町の職員数については、前述したように、総務省が定める定員モデルや類似団体別職員数と比較し、常に下回っているのが現状です。過去 5 ヶ年においては、退職者等の補完をしておらず、今後については、業務のスリム化を図りながら、かつ行政サービス水準の維持能力を保持しうる範囲で、計画的な職員数の抑制に取り組みます。また新たな町の定員適正化計画においては、平成 22 年度当初までに現在(平成 17 年度)よりもさらに 3.7 %の削減を目標とします。

4) 手当の総点検をはじめとする給与の適正化 (給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等諸手当の見直し等)

給与制度の改正

給与については、基本的に平成 17 年度の人事院勧告に基づき示された、国の公務員の給与等に関する改正方針を遵守して順次実施することとし、運用にあたっては、職員のモチベーションが維持されるよう、今後人事評価システムの導入についても検討していきます。

《国の改革事項 平成 18 年度～》

ア) 俸給表及び俸給制度の見直し

- ・俸給表等の改定

イ) 地域手当及び広域異動手当の新設

- ・地域手当の新設(調整手当の廃止)

ウ) 勤務実績の給与への反映

- ・勤務成績に基づく昇給制度の導入

町の旅費及び費用弁償の改正

平成 18 年度から職員等の旅費及び非常勤特別職等の費用弁償について、廃止及び額等の改正を実施します。

《改正内容》

ア) 日当の一部廃止と金額の見直し

イ) 滞在費の見直し

ウ) 費用弁償の見直し

定員・給与等の状況の公表

定員・給与等については、今後もその状況を町民に分りやすい方法で、広報紙のほか町のホームページを利用して公表します。

福利厚生事業

本町の職員の福利厚生事業は、職員の保健、元気回復その他厚生事業として、主に職員互助会において事業が運営されています。

職員互助会は、職員の会費等と町からの負担金により運営されていますが、今後とも社会情勢を踏まえながら、随時、点検と見直しを行っていきます。

特別職の廃止

平成 18 年度から収入役を廃止します。

5) 議会・農業委員会等の見直し

議員定数の見直し

平成 17 年度から議員の定数を 14 名から 2 名削減し、12 名とします。

農業委員定数の見直し

平成 17 年度から農業委員の定数を 16 名から 5 名削減し、11 名とします。

各種審議会等の見直し

委員の定数および設置の目的や必要性について見直しを行い、目的や審議項目が重複するものについては、統廃合を進めます。

6) 第三セクター等の見直し

第三セクターは、他の自治体の多くでは、公共サービスの提供主体の一つとして重要な役割を担っています。今日では、地方自治法改正に伴う指定管理者制度の導入など、その取り巻く環境が大きく変化しています。

一方、本町では、本町が出資する法人（民法法人に対する出捐を含む）等で、本町が 2 分の 1 以上を出資又は役員を 2 分の 1 以上派遣するなど、実質的支配権を有する法人はありません。しかし、本町が 10 %を出捐する財団法人久山健康田園都市財団は、本町のまちづくりと密接な関わりがある公益法人であり、この役割について、町の適切な関与が必要と考えられます。

財団法人久山健康田園都市財団の活性化

財団法人久山健康田園都市財団は、久山町基本構想に沿った健康田園都市の実現に寄与するため、基金規模 2 億円で設立された公益法人です。

現在の公益事業は、久山町のケイマンゴルフクラブの管理運営と久山町生きがい対策事業（通称「ユー・ワーク事業」）の受託の 2 事業を展開しています。

しかし、町からの委託事業以外に収入源がない中で、出捐者の期待に応える公益事業を展開する創意工夫が求められています。今後、基金運用の見直しや新たな事業の受託などを通じて、資金力に見合った公益事業の展開が行われるよう指導していくとともに、久山町のまちづくりの中核団体として、運営方針の策定や安定的で効率的な事務局体制の構築など、久山町の行財政改革を補完する担い手の一つとして活性化を働きかけていきます。

その他の団体（久山町森林組合、久山町社会福祉協議会）

本町の久山町森林組合、久山町社会福祉協議会については、事務・事業の委託のほか、必要人員に見合った補助を行っています。今後とも引き続き、担当課を通じて補助金の見直しや、団体独自の競争力のある事業展開がなされるよう指導を強化していきます。

地方公営企業の経営健全化

本町の上水道事業については、平成 17 年度から地方公営企業の適用を受けスタートしています。

地方公営企業については、中長期の経営計画を作成し積極的な情報開示を行うとともに、民間委託の推進など将来の費用低減化に向けた事務・事業の見直しを検討していきます。

7) 経費節減等の財政効果

財政の健全化にあたっては中長期の財政計画の下に、町税等の収納率の向上、使用料手数料等の適正な見直しの実施などによる財源の確保を図ります。また、予算の執行にあたっては、財源の重点的、効率的な配分を行い、経費の削減・合理化を図っていきます。

税等の徴収率の向上

税等の滞納管理システムを導入（電算化）し、事務の効率化による徴収の強化を図ります。

ア) 町税の平成 16 年度現年度分の徴収率 98.0 %を平成 21 年度までに 0.5 %上昇を目指します。滞納繰越分については、法的手続きを含め引き続き徴収の強化に努めます。

イ) 国民健康保険税の平成 16 年度現年度分の徴収率 95.2 %を平成 21 年度までに 0.5 %上昇を目指します。滞納繰越分については、法的手続きを含め引き続き徴収の強化に努めます。

ウ) 下水道使用料の平成 16 年度徴収率 99.6 %を平成 21 年度までに 0.3 %上昇を目指します。

エ) 住宅使用料については、現在 100 %収納しており、今後もこれを維持していきます。

受益者負担の見直し

ア) 公共施設の一部有料化

現在、使用料を徴収していない建物について、受益者負担の視点から使用料を徴収することが適当と考えられるものについて、有料化を実施します。

イ) 幼稚園の入園料・保育料の見直し

未利用財産の有効活用

町の公有財産(土地)について、普通財産と行政財産との区分を明確にし、有効利用と処分を推進します。

土地の処分に関しては、普通財産管理及び処分に関する事務処理要領を定め、公表の上、一般競争入札等による売払いを実施します。

上記、歳入財源の確保を含め、平成 17 年度から集中改革プランを実施した場合、別表のような財政効果となります。

8) 協働によるまちづくり

本集中改革プランの実施は、これまでの町民と町の行政との関わりを少なからず変えていくことになります。受益と負担の関係にとどまらず、公共サービスの担い手として、まちづくり団体やNPO等のボランティア団体の役割が、ますます重要になってきます。

今後、これらボランティア団体との協働によるまちづくりを推進していきます。

広報の充実

行政が自ら担う役割を重点化し、そして町民との協働によるまちづくりを進めていくためには、情報を共有し、課題を発見して共に解決していくことが求められます。今後、広報やホームページをさらに充実させ、町民等への情報提供の活発化を図ります。

協働によるまちづくりの実践

既存の自治会組織やボランティアグループ、そして新しい流れで生まれようとしているNPO組織などを育てながら、まちづくりを実践する活動の支援を行っていきます。

〔別表〕

集中改革プランを実施した場合の財政効果

(単位：千円)

項 目	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	計
1.事務・事業の再編・整理、統合・廃止						
幼稚園の統合化				8,735	8,735	17,470
その他事務事業の見直し	6,182	7,729	8,229	8,729	9,229	40,098
補助金等の見直し	3,380	9,014	9,014	9,014	9,014	39,436
2.民間委託の推進						
文化交流センターの指定管理者制度導入			3,000	3,000	3,000	9,000
3.定員管理の適正化						
職員定数の削減						31,160
4.給与の適正化						
給与構造の改革	2,000	12,500	12,500	12,500	12,500	52,000
旅費及び費用弁償の改正	4,012	4,695	4,695	4,695	4,695	22,792
特別職の廃止		13,800	13,800	13,800	13,800	55,200
5.議会・農業委員会等の見直し						
議員定数の見直し	5,077	9,252	9,252	9,252	9,252	42,085
農業委員定数の見直し	124	1,032	1,032	1,032	1,032	4,252
6.税等の徴収率の向上						
町税	1,557	3,114	4,671	6,228	7,785	23,355
国民健康保険税	252	504	756	1,008	1,260	3,780
下水道使用料	81	162	243	324	405	1,215
7.受益者負担の見直し						
公共施設の一部有料化			774	774	774	2,322
幼稚園の入園料・保育料の見直し				1,748	1,748	3,496
8.未利用地の有効活用						
町の公有財産処分	50,000	20,000	20,000	20,000	100,000	210,000
合 計						557,661

注) 平成 16 年度を基準とした財政効果額である。

1～5 は、実施することにより支出を抑制することができる効果額である。

6～8 は、実施することにより収入を増加することができる効果額である。